

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 2 月 13 日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目 105 番地
株式会社ハイデイ日高
代表取締役社長 高橋 均

当社は、平成 30 年 1 月 12 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 1.2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

以 上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成30年4月上旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成30年3月1日（木曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせ下さい。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

T E L 0120-782-031（通話料無料）